

寒い日が続きますが、皆様お元気でしょうか？

労務協会からのお知らせ

3月支給分の計算が済みましたら、給料の報告をお願いします。

年度更新（労災・雇用保険料の平成16年4月～17年3月までの決算事務）の時期が近づいてまいりました。期間中の給料等を集計し保険料を計算しますので、3月支給分の給与計算が済みましたら、FAX等で報告をお願いします。労務協会では短期間に大量の処理を行ないますのでご協力をお願いします。（FAX:0543-47-5274）

外国人不法滞在者雇用に対する罰則が強化されています。

昨年12月2日から施行された改正入管法で、不法滞在者を雇用した場合の罰則（「不法就労助長」の罪）が**3年以下の懲役または300万円**に引き上げられました（入管法73条の2）。「不法就労助長」とは、具体的には、不法滞在者や就労することの出来ない在留資格を有する外国人に不法就労活動をさせたり、他の会社などにあっせんした場合などです。また、無許可資格外活動の罪（働ける在留資格がないのに働いた場合本人に課せられる罪）は従来の20万円から10倍の200万円に引き上げられました。

外国人労働者数は、静岡は全国で東京、愛知について第3位と多い県で、従業員を募集すると応募してきたりして身近に感じるかもしれません。しかし、在留資格の種類によって働かせて良いか悪いかの知識なく雇用すると、「不法就労助長」に該当する場合があります。また、労働条件・社会保険・労働保険・税金などについての取扱い、労働意識や生活文化背景の違いによるトラブル情報もあり、リスクが高いため、必ず事前に労務協会にご相談ください。

（参考）

就労に制限のない在留資格（主にブラジル・ペルー人等の日系人などに認められます）→日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
特定の範囲で就労可能な在留資格→教授、芸術、宗教、報道、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興業、技能（例えば、中華料理店で中国人料理人（技能者）が働く場合）

入国管理局のHP：<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/>

<編集後記>この間、パソコンショップにプリンター修理と新しいものを買に行ったこと。購入するプリンターを決めると、店にもメーカーにも在庫はなく、注文があるとまとめて生産して3週間で届くと説明を受けました。製品のライフサイクルが極端に短くなっている現在、発売時にのみ見込み生産し、それを販売し終われば注文生産に切り替えるということなのです。「在庫圧縮」が我々の想像以上に進んでいるわけですが、生産計画の短期化+生産量の変動幅の増大と固定費（特に人件費）の圧縮という課題がそれに伴うわけです。

修理の方はというと、ショップで受付をし、修理が終わると直接ユーザーに運送業者が配送し、修理費用は運送業者が代引き。従来の修理が済んだらショップに取りに行く方法と比べ、ユーザーとしては、再びショップに出向く必要はなく、ショップも取りに来る修理品を保管するスペースが必要なくなるわけです。我々の仕事もアウトソーシング=外部のサービスを絡めて考えれば、まだまだ改善の余地はあるなあと感じました。

（一ノ宮 俊人）